

合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策事業実施要領

平成 23 年 4 月 1 日制定
令和 8 年 3 月 16 日最終改正

第 1 趣旨

本事業の実施に当たっては、「合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金交付等要綱」（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 林整計第 232 号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付要綱」という。）「合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領」（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 林整計第 237 号林野庁長官通知。以下「国実施要領」という。）及び「合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領の運用について」（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 林整計第 238 号林野庁長官通知。以下「国運用」という。）並びに新潟県補助金等交付規則（昭和 32 年 2 月 12 日新潟県規則第 7 号）及び新潟県林業関係交付金交付要綱（以下「県交付金交付要綱」という。）、「建築物等における県産材利用推進に関する基本方針」（平成 23 年 10 月 12 日）及び「県産材利用の取組方針」（平成 23 年 10 月 12 日）に規定するものの他、この要領（以下「県実施要領」という。）に定めるところによる。

第 2 事業の目的

合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策事業は、「総合的な TPP 等関連政策大綱」（令和 2 年 12 月 8 日 TPP 総合対策本部決定）に即し、合板・製材・集成材等の競争力を高めることに加えて、豊富な資源量を有する森林資源を活用し、建築用木材等の供給力強化を図ることによる海外情勢の影響を受けにくい需給構造の構築を図る取組や、「花粉症対策 初期集中対応パッケージ（令和 5 年 10 月 11 日花粉症に関する関係閣僚会議決定）」に即し、国民的な社会問題となっている花粉症の解決に向けた花粉の発生源であるスギ人工林を減らす取組に対して支援することを目的とする。

第 3 事業内容及び種目別基準

本事業の事業内容は国交付要綱別表のとおりとし、種目別基準は国運用別表 1 によるほか、県実施要領別表 1 のとおりとする。

第 4 事業計画の作成等

1 事業計画の作成

事業実施主体は、本事業を実施しようとするときは、別表 2 に定めるメニューごとの実施要領により事業計画を作成し、様式 1 号により地域振興局長又は地区振興事務所長（以下「地域振興局長等」という。）を経由して知事に提出し、その承認を受けるものとする。

2 事前点検シートの作成

地域振興局長等は、事業実施主体から提出のあった事業計画書を審査し、様

式2号により事前点検シートを作成し、適切であると認められるときは知事に進達するものとする。

3 事業計画の承認

知事は、2により提出された事業計画についてその内容を審査し、適切であると認められる場合にはこれを承認し、事業実施主体にその旨を通知する。

4 事業計画の変更

別表2に定めるメニューごとの実施要領に定める事業計画の著しい変更は、様式3号の事業計画変更承認申請書により行うものとし、2から3の規定を準用するものとする。

第5 目標達成状況の報告

- 1 事業実施主体は、個別指標の達成状況について、次のとおり調査し、様式4号により地域振興局長等を経由して調査年度の翌年度の5月末日までに知事に報告しなければならない。
- 2 目標年度は国実施要領別表3に定めるとおり、事業完了年度（間伐材生産、路網整備・機能強化）又は事業完了年度の翌年度から起算して3年目（高性能林業機械等整備、木材加工流通施設等整備、特用林産物省エネルギー化施設等整備）とする。
- 3 調査年度は、目標年度までの各年度とする。また、施設を運営することにより得られる収入をもって当該施設運営に係る支出を賄う施設、高性能林業機械等整備により導入した林業機械による素材生産事業等に係る収支実績については、営業（実施）年度から起算して3年間調査する。

第6 事業評価

- 1 事業実施主体は、国実施要領第6の7に定める事前評価及び事後評価の結果について、様式5号により地域振興局長等を経由して知事に報告するものとする。
- 2 事前評価の報告は、別表2に示す事業ごとの実施要領に定める事業計画書の提出時に行うものとする。また、事後評価の報告については知事が別途通知する期日までに行うものとする。

第7 改善措置等

- 1 事業実施主体は、事業計画書において設定した個別指標の目標の達成状況が低調である場合には、中小企業診断士（中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第11条第1項の規定による登録を受けた者をいう。）等による経営指導及び事業実施主体によるその要因の調査・分析、推進体制、施設の利用計画等の見直し等の目標の達成に向けた方策を内容とする改善計画の作成を含む目標達成に向けた措置（以下「改善措置」という。）を実施し、その結果について様式6号により地域振興局長等を経由して知事に報告するものとする。ただし、自然災害や社会的・経済的事情の著しい変化等予測不能な事態の場合を除く。

なお、目標の達成状況が低調である場合とは、目標年度において、個別指標の目標の達成率が70%未満となった場合とする。

- 2 事業実施主体は改善措置を実施した場合、改善措置を実施した年度の翌年度から起算して3年間、改善措置に対する達成状況報告を様式6号に準じて地域振興局長等を経由して知事へ報告するものとする。
- 3 知事は、改善措置を実施してもなお、目標の達成率が50%未満となった場合には、事業の中止又は条件を付した事業の継続の検討を行うものとし、その結果を林野庁長官等へ報告するものとする。

第8 指導及び助言

知事は、第5により事業実施主体から報告を受けた目標の達成状況が低調である場合には、指導・助言を行うものとする。

第9 事業実施条件

事業実施主体は、事業の実施に当たって、別紙1の条件を遵守しなければならない。

第10 交付決定前着手

交付金の交付決定前の着手を行おうとする場合は、交付金交付決定前着手届(様式7号)を知事に提出するものとする。

第11 繰越

1箇所又は1施設の個々の事業については、単年度で完了することを原則とする。ただし、事業実施主体は、やむを得ない理由により事業を繰越する必要があるときは、あらかじめ地域振興局長等と協議の上、適当と認められた場合は、繰越承認申請書(様式8号)を地域振興局長等を経由して知事に提出するものとする。

なお、繰越承認申請書(様式8号)の提出期限及び添付書類の種類については別途通知する。

第12 その他

県実施要領に定めるものの他、事業実施に必要な事項については、別表2に示す事業ごとの実施要領において定める。

第13 事業の推進体制

- 1 知事は、事業実施主体に対して、事業実施に係る資料の提出を求めることができることとし、必要に応じて指導、助言等を行う。
- 2 知事は、県実施要領別表1の4のメニューの施設について、実行台帳(様式9号)を作成し保管するものとする。
- 3 事業実施主体は、事業目的の達成に務め、本事業を円滑かつ効果的に実施するとともに、施設については、事業実施後は善良な施設の管理、運営等を行うものとする。

附則 この要領は、平成23年4月1日から適用する。

附則 この要領は、平成 24 年 6 月 1 日から施行し、平成 24 年度の事業から適用する。

附則 この要領は、平成 25 年 7 月 1 日から施行し、平成 25 年度の事業から適用する。

附則 この要領は、平成 26 年 6 月 24 日から施行し、平成 26 年度の事業から適用する。

附則 この要領は、平成 27 年 5 月 28 日から施行し、平成 27 年度の事業から適用する。

附則 この要領は、平成 27 年 10 月 1 日から適用する。

附則 この要領は、平成 30 年 4 月 24 日から施行し、平成 29 年度事業から適用する。

附則 この要領は、平成 31 年 4 月 2 日から施行し、平成 30 年度事業から適用する。

附則 この要領は、令和 2 年 3 月 2 日から施行し、第 5 を除き、令和元年度事業から適用する

附則 この要領は、令和 3 年 3 月 5 日から施行し、第 5 を除き、令和 2 年度事業から適用する。

附則 この要領は、令和 4 年 3 月 10 日から施行し、第 5 を除き、令和 3 年度事業から適用する。

附則 この要領は、令和 4 年 6 月 30 日から施行し、第 5 を除き、令和 3 年度事業から適用する。

附則 この要領は、令和 5 年 3 月 14 日から施行し、第 5 を除き、令和 4 年度事業から適用する。

附則 この要領は、令和 5 年 6 月 19 日から施行し、第 5 を除き、令和 4 年度事業から適用する。

附則 この要領は、令和 6 年 3 月 12 日から施行し、第 5 を除き、令和 5 年度事業から適用する。

附則 この要領は、令和7年3月24日から施行し、第5を除き、令和6年度事業から適用する。

附則 この要領は、令和8年3月16日から施行し、第5を除き、令和7年度事業から適用する。

交付金交付の条件

- 1 事業実施主体は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金交付等要綱（平成28年1月20日付け27林整計第232号農林水産事務次官依命通知）、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領（平成28年1月20日付け27林整計第237号林野庁長官通知）、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領の運用について（平成28年1月20日付け27林整計第238号林野庁長官通知）及び合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策事業実施要領（平成23年5月2日付け林第300号林政課長通知）等に従わなければならない。
- 2 事業実施主体は、交付金事業に要する経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 3 事業実施主体は、交付金事業の内容の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 4 事業実施主体は、交付金事業を中止又は廃止しようとする場合は、知事の承認を受けなければならない。
- 5 事業実施主体は、交付金事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付金事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- 6 事業実施主体は、交付金の交付を申請するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した各事業実施主体については、次の条件に従わなければならない。
 - (1) 事業実施主体は、交付金事業の実績報告を行うに当たって、上記の事業実施主体について当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。
 - (2) 事業実施主体は、実績報告の提出後に、消費税の申告により交付金事業に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告において(1)により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、知事に報告しなければならない。

7 事業実施主体は、この交付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を、交付金事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

また、交付金事業により取得し又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間（以下「処分制限期間」という。）を経過するまでの間、当該財産の取得事業名、取得価格、交付金の額、取得時期、処分制限期間及び処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した財産管理台帳（様式9号）並びにその他必要な関係書類を整備保管しなければならない。

8 事業実施主体は、この交付金に係る経理を、他の経理と明確に区分して行わなければならない。

9 事業実施主体は、交付金事業により取得し又は効用の増加した財産については、交付金事業完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、交付金交付の目的に従って使用し、その効率的な運営を図らなければならない。

10 事業実施主体は、交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、処分制限期間内においては、知事の承認を受けずに、交付金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供して（以下「財産処分」という。）はならない。

また、財産処分に係る知事の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を知事に納付させることがある。

ただし、交付金事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が交付金の交付申請書に記載してあるときは、次の条件により知事による交付決定をもって知事の承認を受けたものとする。

(1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。

(2) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

11 事業実施主体は、交付金事業により設置した別記に掲げる施設等が、当該施設等の転用制限基準に該当することとなる場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

また、知事の承認を得て、当該施設等の転用又は用途変更をした場合は、当該転用に係る施設等につき交付を受けた交付金相当額の全部又は一部を知事に納付しなければならない。

ただし、公用、公共用及び天災地変その他やむを得ない事由のため前記により難しい場合には、知事に協議することができる。

12 事業実施主体は、交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産及び設置した施設等がそれぞれ処分制限期間及び転用制限期間内に交付金交付の目的を達することができなくなった場合は、速やかに知事に協議し、その指示に従って当該財産の取得又は当該施設等の設置に要した交付金相当額の全部又は一部を知事に納付しなければならない。

- 13 事業実施主体は、交付金事業が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- 14 事業実施主体は、交付金事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、交付金事業の運営上、必要である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。ただし、その場合であっても競争性が確保されるよう努めなければならない。
- 15 事業実施主体は、14により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別紙様式1により、契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。
- 16 事業実施主体は、森林関係法令への違反等その行為態様や社会的影響等を勘案して不適切だと判断される行為を行ってはならない。
- 17 市町村以外の事業実施主体は、交付金の申請に当たり、16を約した「誓約書」（県交付金交付要綱別記に規定する様式）を添付しなければならない。
- 18 市町村以外の事業実施主体は、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）（【事業者向け】又は【事業者団体向け】）（令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知）」又は「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：木材産業）（【事業者向け】又は【事業者団体向け】）（令和3年2月26日付け2林政経第168号林野庁長官通知）」を踏まえて作業安全に関する取組を行うものとし、林野庁が定める「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：【林業】又は【木材産業】）（【事業者向け】又は【事業者団体向け】）チェックシート」を記入の上、事業計画の申請に当たり、知事へ提出するものとする。ただし、過去1年以内に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。
- 19 事業実施主体は、林野庁が定める「環境負荷低減チェックシート（林業事業者等向け）」又は「環境負荷低減チェックシート（その他民間事業者・自治体等向け）」を記入の上、事業計画の申請及び事業完了の報告に当たり、知事へ提出するものとする。
- 20 事業実施主体は、事業の完了により相当の収益が生ずると認められる場合には、交付金の全部又は一部を知事に納付させることがある。
- 21 事業実施主体は交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産について適切に管理運営しなければならない。
- 22 事業実施主体は、次のいずれにも該当してはならない。
 - (1) 暴力団（新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例23号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 役員等（法人である場合には役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者
 - (4) 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者

- (5) 自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - (8) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- 23 市町村長及び事業実施主体が知事から交付された交付金を更に他の事業実施主体へ交付するときには、交付金事業に係る交付金の交付申請、受領及び交付金の交付並びに事業実施の指導監督に係る事務を行うとともに、1 から 22 までに掲げる条件と同趣旨の条件を付さなければならない。

別記（別紙関係）

施設等	転用制限基準	交付金の返還範囲
林業専用道（規格相当） 森林作業道	交付金交付年度の翌年度から起算して5年以内に当該林業専用道（規格相当）及び森林作業道について、その全部又は一部が転用若しくは用途変更をされ、又は補助目的を達成することが困難になったとき。	全部又は一部
間伐材生産（不良木の淘汰、鳥獣害防止施設等）	交付金交付年度の翌年度から起算して5年以内に当該林地又は当該施設の全部又は一部が転用されたとき。（当該林地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃貸権、地上権等を設定した林地以外の用途に転用する場合を含む。）	全部又は一部
貯木場 （附帯道路、増設・舗装を含む。） スtockヤード 駐車場 （附帯道路を含む。） その他土地整備 （大蔵省令に定めるものを除く。）	交付金交付年度の翌年度から起算して8年以内に施設等の全部又は一部が目的以外に転用され残存施設等では所期の目的を達成することが困難になったとき。	全部又は一部

別表1 事業種目別基準

メニュー	事業種目	採択基準
1 間伐材生産	01 間伐材生産 02 関連条件整備活動等（間伐等と一体的に実施）	①原則 1ha あたりの搬出材積が 40m ³ 以上であること。 ②地権者から書面により事業実施の承諾を得ていること。 ③原木安定供給計画に基づき、対象施設に間伐材を供給すること。 ④事業実施面積の過半から搬出すること。
2 路網整備・機能強化	01 林業専用道（規格相当）整備（関連条件整備活動を含む）	①原則、利用区域面積が 10ha 以上であること。 ②地権者から書面により事業実施の承諾を得ていること。 ③開設後 3 年または原木安定供給計画の最終年度のいずれか早い方までに材を伴う施業が計画されていること。
	02 既設林業専用道（規格相当）及び森林作業道の補強	林業専用道（規格相当）は実施後 3 年または原木安定供給計画の最終年度のいずれか早い方まで、森林作業道は実施後 2 年以内に、材を伴う施業が計画されていること。
	03 森林作業道整備（関連条件整備活動を含む）	①主に先進的な林業機械の走行が可能な路網であること。 ②開設後 2 年以内に材を伴う施業が計画されていること。
	04 機能強化（単独型・一体型）	実施後 3 年以内に、生産基盤強化区域内において、材を伴う施業が計画されていること。
3 先進的な林業機械等整備	01 先進的な林業機械等導入	①国の運用「別表1」Ⅰの2の(3)の④のAの(ア)のb及びⅡの1の(3)の①のAの(イ)における素材生産量若しくは素材生産性に関する要件は次のとおりとする。 ・素材生産量の目標が、おおむね 30%以上の伸び率であること。 ②国交付要綱の別表のⅡの3の事業を実施する場合は、スギ人工林伐採重点区域で施業を計画し、実施することが確実であること。
4 木材加工流通施設等整備	国際競争力・木材供給基盤強化対策（木材産業の輸出促進・体質強化対策） 01 木材加工流通施設等整備（大規模・高効率化） 02 木材加工流通施設等整備（低コスト化） 03 品目転換施設整備 04 高度加工処理施設整備 05 木材加工流通施設等整備（供給力強化）	①地域材利用量（原木処理量）の目標が、県の目標数値の伸び率以上であること。＊ ②施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。こと。 ③1 事業費は、おおむね 500 万円以上とする。 ④整備する施設は、知事が定めた体質強化・花粉削減計画に即しているものであり、かつ、県産木材製品の競争力又は供給体制の強化に資すると認められるものであること。 ⑤木材製品の製造、加工、流通を行う事業者等と連携した地域材の

	<p>06 木材加工流通施設等整備（J A S 構造用製材供給力強化）</p> <p>07 木材加工流通施設等整備・品目転換施設整備・高度加工処理施設整備附帯事業 花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策（スギ材の需要拡大対策）</p> <p>01 木材加工流通施設等整備（大規模・高効率化）</p> <p>02 木材加工流通施設等整備（低コスト化）</p> <p>03 品目転換施設整備</p> <p>04 高度加工処理施設整備</p> <p>05 木材加工流通施設等整備（供給力強化）</p> <p>06 木材加工流通施設等整備（J A S 構造用製材供給力強化）</p> <p>07 スtock強化</p> <p>08 木材加工流通施設等整備・品目転換施設整備・高度加工処理施設整備・Stock強化附帯事業</p>	<p>利用計画となっていること。</p>
<p>5 特用林産物 省エネルギー 施設等 整備</p>	<p>01 特用林産物生産基盤整備</p> <p>02 特用林産物生産施設整備</p> <p>03 特用林産物加工流通施設整備</p> <p>04 廃床等活用施設整備</p> <p>05 特用林産物獣害対策施設整備</p>	<p>国の運用「別表1」Iの2の(3)の⑤のAの(A)における当該特用林産物の生産量等の目標に関する要件は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産量の目標が、3.7%以上の伸び率であること。

※目標値等の考え方は、国実施要領別表3による。

別表2 事業メニューごとの実施要領一覧

別記1	合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策事業（間伐材生産）実施要領
別記2	合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策事業（路網整備・機能強化）実施要領
別記3	合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策事業（先進的な林業機械等整備）実施要領
別記4	合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策事業（木材加工流通施設等整備）実施要領
別記5	合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策事業（特用林産物省エネルギー化施設等整備）実施要領